

(案)

たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 たかまつ男女共同参画プラン（男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画であって、平成 24 年度から平成 27 年度までを計画期間とするものをいう。）の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 懇談会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体の代表者
- (3) 事業主団体および労働者団体の代表者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、懇談会の目的を達成する日までとする。

(会長および副会長)

第 4 条 懇談会に会長および副会長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(案)

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は，市民政策部企画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか，懇談会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成22年6月4日から施行する。
- 2 この要綱は，懇談会の目的を達成した日限り，その効力を失う。

第3次(H24~H27)たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会委員名簿

分野	役職等	氏名
学識経験者 (2人)	香川大学教育学部教授	時岡 晴美
	弁護士	関谷 利裕
教育 (1人)	高松市中学校長会会長	松井 保
経済・労働 (2人)	高松商工会議所女性会会長	吉岡 和子
	連合香川東地域協議会幹事	石井 孝史
医療 (1人)	社団法人香川県看護協会会長	渡邊 照代
福祉 (1人)	高松市民間保育所共励会会長	三木 一平
人権 (1人)	人権擁護委員	蓮井 孝夫
地域 (1人)	高松市コミュニティ協議会連合会会長	河田 澄
男女共同参画センター (1人)	特定非営利活動法人 たかまつ男女共同参画ネット理事長	野田 法子
公募 (2人)	公募委員	津川 眞智子
	公募委員	神納 正志

合計12人

第3次たかまつ男女共同参画プラン策定スケジュール

	庁内会議推進本部会・幹事会	策定懇談会	ワーキンググループ	議会	事務局
平成22年4月					策定懇談会設置要綱(案)作成
5月	本部会① プラン策定懇談会設置と今後のスケジュール, 意識調査項目検討等			プラン策定スケジュール等報告	策定懇談会委員(公募委員以外)への依頼等 策定懇談会公募委員の募集
6月		策定懇談会① (会長・副会長選任) 現行計画, 意識調査等内容, 国・県の動向, 今後の進め方			策定懇談会の設置
7月		策定懇談会② (意識調査項目等決定)			
8月					意識調査(8/中旬~8/下旬)
9月					
10月					意識調査結果集計, 報告書作成
11月	本部会② 意識調査結果報告, 現行プラン進捗状況 調査結果報告等 政策会議	策定懇談会③ (意識調査結果報告, ワーキンググループ分け)		意識調査結果報告	意識調査結果公表 ワーキンググループメンバー公募 プラン基本目標・主要プラン原案作成
12月			ワーキンググループ i (具体的施策検討)		
平成23年1月					
2月			ワーキンググループ ii (具体的施策検討)		
3月					
4月			ワーキンググループ iii (具体的施策検討)		
5月		策定懇談会④ 提言書を取りまとめ, 市へ			
6月					プラン(骨子案)作成
7月					
8月	本部会③ プラン(骨子案)検討・決定 政策会議				
9月	関係部局への照会・取りまとめ				プラン(原案)作成
10月					
11月	本部会④ プラン(原案)検討・決定 政策会議	策定懇談会⑤ (プラン案の検討)		調査会①	
12月		策定懇談会⑥ (パブリックコメントを受け, プラン案の検討)			パブリックコメントの実施
平成24年1月	本部会⑤ パブリックコメントの結果報告 プラン案の検討・決定 政策会議			調査会②	プラン決定
2月					プランおよび概要版の印刷 プランの公表
3月					

第3次男女共同参画基本計画策定に向けて
(中間整理)

平成22年4月

男女共同参画会議
基本問題・計画専門調査会

「中間整理」に寄せて

男女共同参画社会をつくりたいと思います。それは、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることです。

この「第3次男女共同参画基本計画に向けて(中間整理)」でも述べられているように、私たちがつくりたい社会は、固定的な性別役割分担意識をなくした男女平等の社会です。そして、一人ひとりの人権が尊重され尊厳を持って生きることができる社会であり、さらに、男女共に個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会です。

男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと軌を一にして行われてきました。1946年に国連婦人の地位委員会が設置され、1975年を国際婦人年とし、メキシコで第1回世界女性会議が開催されました。日本においても、この年に婦人問題企画推進本部が総理府(現内閣府)に設置され、1977年に国内行動計画が策定されました。

1979年、国連総会は、女性に対する差別を撤廃し男女平等原則を具体化するための女子差別撤廃条約を採択し、1985年に日本はこの条約を批准しました。さらに、1995年北京で開催された第4回世界女性会議では北京行動綱領が決定され、国内でも、政府と女性たちのパートナーシップによって、総合的、体系的な取り組みが進み、1999年には男女共同参画社会基本法の成立という形で結実しました。

しかし、日本の中では、まだまだ女性差別が存在しています。国連が発表するジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)で、日本は109カ国中、第57位に留まっています。また、働いている女性の7割は、妊娠・出産時に仕事を辞めており、女性の二人に一人は非正規雇用です。

だからこそ、第3次男女共同参画基本計画をつくるにあたって、国連が提起しているジェンダーの主流化を目指すとともに、実効性のある計画にしたいと思いました。

まず、雇用における男女間の賃金格差の解消、M字型カーブ解消に向けた女性の就業継続支援、長時間労働の規制、そして、家事、育児、介護など主として女性の役割分担とされてきた無償労働を男女共に分かち合い、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことです。

また、女性の貧困の問題への取り組み、障がい者や定住外国人など複合的な困難を抱える人々への支援の拡大、女性に対する暴力の根絶に向けた対策を充実させることです。

そして、国連の女子差別撤廃委員会から日本政府が指摘を受けている国内施策における課題を改善し、ミレニアム開発目標を始めとする国際的な平等・開発・平和への取り組みにおいても、男女共同参画の視点を反映させた協力・貢献を強化することです。

女性にも男性にも、「男女共同参画は、私のことだ」と思ってもらいたい。第3次男女共同参画基本計画を通し、すべての女性、男性を応援したいと思います。

真の男女共同参画社会を一緒につくっていきましょう。

内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 福島 みずほ

目次

第1部 基本的考え方.....	1
第2部 重点分野.....	6
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大.....	6
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	11
第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画	15
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保.....	18
第5分野 男女の仕事と生活の調和	24
第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進.....	27
第7分野 高齢者、障害者、外国人など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる 環境の整備	30
第8分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶.....	35
第9分野 生涯を通じた女性の健康支援	42
第10分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	46
第11分野 科学技術・学術分野における男女共同参画	49
第12分野 メディアにおける男女共同参画の推進	52
第13分野 地域における男女共同参画の推進.....	55
第14分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	59
第3部 推進体制.....	63
資料1 男女共同参画基本計画(第2次)における数値目標のフォローアップ	67
資料2 参考図表(関連データ)	70

第1部 基本的考え方

I 目指すべき社会

男女共同参画社会の実現により目指すべき社会は、次のようなものである。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

II 最近の社会情勢についての認識

平成 11 年6月の男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)の施行後、とりわけ平成17年12月の男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)(第2次)の策定後、次のような社会情勢の変化があったものと認識している。

1 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来

総人口が減少に転じるとともに少子・高齢化の進展による労働力人口の減少、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加や個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化等に伴う地域社会における人間関係の希薄化などがみられる。

2 経済の低迷と閉塞感の高まり

企業収益の低迷や金融・雇用の先行き不安などによる経済の低成長の継続・消費の低迷、地域経済の疲弊、世界規模の経済危機の日本経済への波及などがみられる。

3 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大

失業者や非正規労働者の増加、「男性は収入が安定した正社員」「誰もが結婚できる」といった前提の崩壊、生育家庭の経済状況によって子どもの教育・学習の機会が奪われるといった貧困の「世代間連鎖」の懸念などがみられる。

4 国際化の進展と国際的な人の移動の増加

国際化の進展等による定住外国人の増加、企業の国際展開による国際的な人の移動の活発化などがみられ、国際的な規範・基準と国内の制度・慣行の調和の必要性が高まっている。

III 基本法施行後 10 年間の反省

基本法の施行後、2次にわたる基本計画に基づく取組を行ってきたが、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかった理由として、次のようなことが考えられる。

- 1 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取組が不十分であった。

- ：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は、弱まってきているが未だ根強い。
- 2 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。
- ：男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、働く女性のみの課題として認識されることも多く、また男性の意識が低く、家庭内等の「小さな」課題と捉えられがちで、地域などで関心のある人々が学習をしてもそれが社会全体の変革にはつながらなかった。
- 3 男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。
- ：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、固定的性別役割分担を前提とした制度の変革、ライフスタイルの多様化に対応した制度や枠組みの整備が遅れるなど、強力なリーダーシップが不足していたほか、男女共同参画を進めることが経済や社会全体の活性化につながるという意識が、各主体のリーダーに不足していた。
- 4 男女のセーフティネットや女性のライフコースへの配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらない場合があった。
- ：雇用・就業状況の変化や家族・地域の変容等に対応したセーフティネットが不十分であったため、経済・雇用情勢の急激な悪化によって様々な困難を抱える人々が増加したほか、M字カーブの解消や長時間労働の抑制などの成果につながらなかった。

IV 第3次基本計画の策定に当たっての留意点

以上述べたような現状認識や反省の上に立って、第3次基本計画を策定するに当たり、次の点に留意する必要がある。

- 1 基本法施行後10年間の反省を踏まえて、実効性あるアクション・プランとする。このため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した上で、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- 2 固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」、「子ども・子育て支援策」「人権施策」など、政府が一体となって省庁横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- 3 女子差別撤廃委員会からの最終見解(2009年8月)における指摘事項について、点検するなど、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内施策における実行などにより、国際

的な協調を図る。その際、国際的な概念や考え方(ジェンダー¹等)を重視する。

- 4 計画の策定過程の透明化を進め、策定過程でNGOを含めた国民の意見を反映するなど、計画策定のプロセスを重視する。

V 改めて強調すべき視点

第3次基本計画の策定に当たって改めて強調すべき視点は次のとおりである。

1 女性の活躍による社会の活性化

- ・ 経済の低迷と閉塞感の高まりや、高齢化が進む中、女性を始めとする多様な人材の活用による経済の活性化が求められる。
- ・ 女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、単に労働供給を量的に確保するという観点ではなく、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな価値を創造することが可能なシステムの構築にとって不可欠である。

2 男性にとっての男女共同参画

- ・ 多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会にするため、男女共同参画を男性の視点から捉えることも不可欠である。
- ・ 長時間労働の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的なアプローチが必要である。

3 子どもにとっての男女共同参画

- ・ 次代を担う子どもたちが健やかに育ち、幸せに暮らせる社会を目指すとともに、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成は、持続可能な社会を形成するためにも重要な視点である。
- ・ 家族の形態、個人のライフスタイルなどが多様化する中で、ひとり親家庭の子どもや、性暴力の被害を受けている女兒など支援が必要な子どもも増えており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。

4 様々な困難を抱える人々への対応

- ・ 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、グローバル化などの中、貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等により就業を中断することが多いこと、非正規雇用が多いこと、女性への暴力が自尊心や心身を傷つけ、自立に向けた就業や社会参加を困難にしていることなどを背景に、貧困や生活上の困難に陥りやすい。特に、

¹ 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

高齢単身女性や母子世帯層などで相対的貧困率が高い。また、障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで更に複合的な困難を抱えている場合が少なくない。

- ・ 家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革など、男女共同参画の推進が様々な困難を抱える人々が直面する問題の解決に不可欠である。

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。
- ・ 暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要である。

6 地域における身近な男女共同参画の推進

- ・ 地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、地域における意思決定システムへの女性の参画や、特定の性に偏って担われている活動などへ多様な者が参画することが必要である。
- ・ 地域において男女共同参画を推進することが、様々な活動を行っているあらゆる人々にとっての身近な男女共同参画につながる。

VI 喫緊の課題

5年間の計画期間において取り組む制度的な課題のうち、特に早急に対応すべき主な課題は次のとおりである。

1 分野や実施主体の特性等に応じた実効性あるポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進

- ・ 「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標の達成には、取組を相当強化し、加速することが必要である。
そのための具体的な手段としては、クォータ制(法的根拠のある強制型割当制・自発的割当制など)やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式など多種多様な方法があり、分野や実施主体の特性に応じ、実効性あるポジティブ・アクションを推進することが重要である。
- ・ 特に、政治、行政、雇用、教育等の分野における女性の参画促進のためのポジティブ・アクションの実施については、女子差別撤廃委員会の最終見解において、2年以内にフォローアップを行うこととされており、効果的なポジティブ・アクションの実施が不可欠である。

2 より多様な生き方を可能にする社会システムの実現

- ・ 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。
- ・ 男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、育児や介護など家庭で担われている役割の評価やジェンダー予算の検討を行うとともに、ジェンダー統計の活用を進める。また、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への変更といった視点から、固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しを行う。

3 雇用・セーフティネットの構築

- ・ 経済雇用情勢の悪化の影響は、求職中の離職者や女性が半数以上を占める非正規労働者などへのしわ寄せをもたらす。
女性が当たり前働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消やM字カーブの是正、均等待遇の確保、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題への取組が必要である。
- ・ 貧困や人間関係など生活上の様々な困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、家族や地域による相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築など、個人のライフコースに沿った切れ目ないサービスの提供が必要である。
- ・ 障害者や定住外国人など、女性であることで更に複合的な困難を抱えている場合に、適切な支援が必要である。

4 推進体制の強化

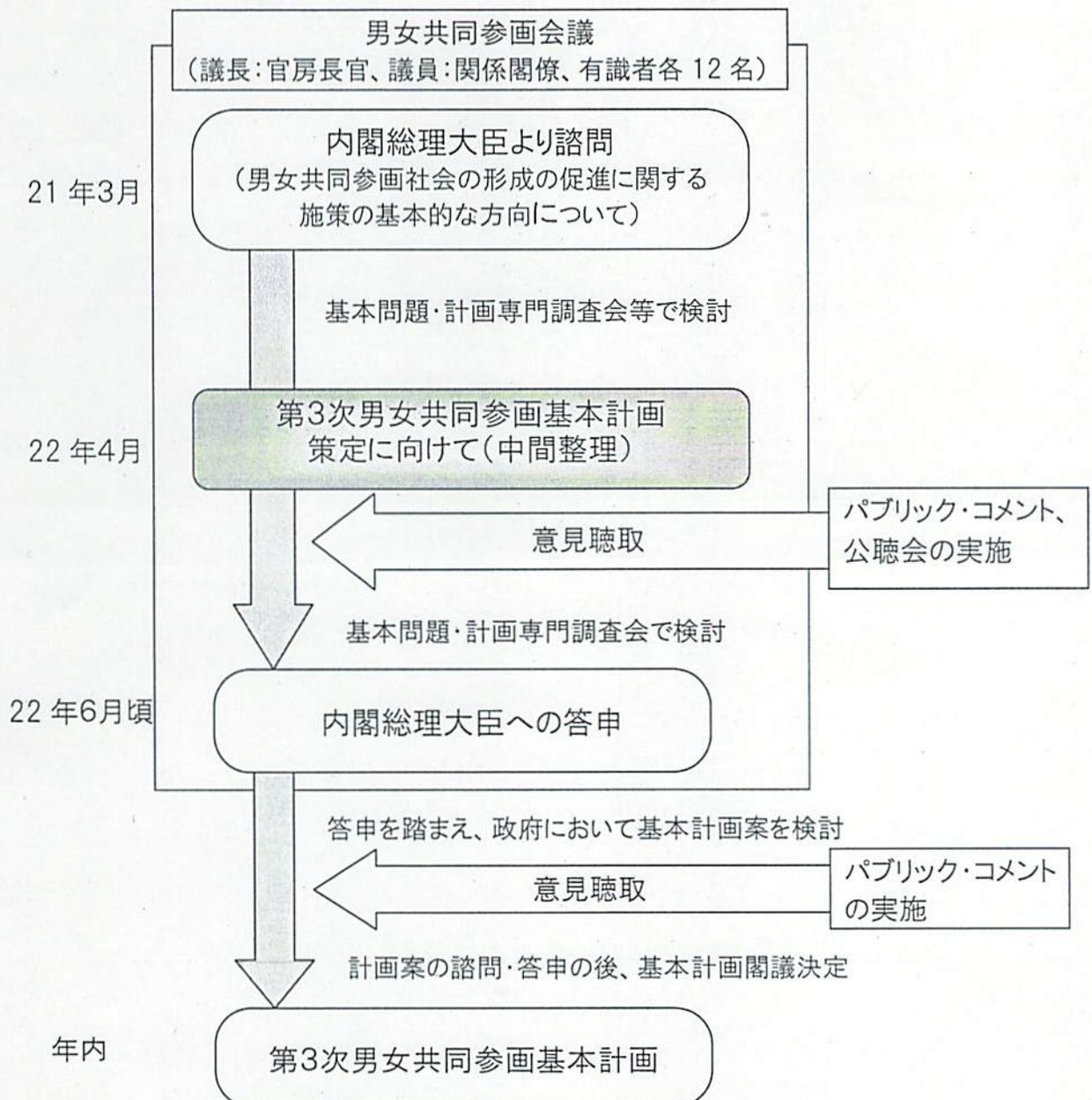
- ・ 男女共同参画社会の形成には、推進力を一層強化していく必要がある。国内本部機構の機能を最大限に発揮できるようにするなど、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、基本計画や女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能の強化が必要である。
- ・ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援を行い、関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、有機的に連携して取り組む必要がある。

第3次男女共同参画基本計画の策定スケジュール

1. 男女共同参画基本計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法に基づく法定計画
 - 第1次男女共同参画基本計画 平成12年12月12日 閣議決定
 - ↓
 - 第2次男女共同参画基本計画 平成17年12月27日 閣議決定
 - ↓
 - 第3次男女共同参画基本計画 平成22年内に閣議決定を予定

2. スケジュール



第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)のポイント
(男女共同参画会議 基本問題・計画専門調査会まとめ)

<今後の主なスケジュール(案)>

- 4月15日 男女共同参画会議(専門調査会からの「中間整理」報告) → 会議後、中間整理公表
 4月16日以降 パブリックコメント、公聴会(4/20~5/11)の実施
 5月下旬~6月上旬 基本問題・計画専門調査会(2回程度 [予定])
 6月中旬~6月 男女共同参画会議(「基本的な方向」について答申)
 その後、年内に「男女共同参画基本計画」を閣議決定

【男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省】

- 固定的な性別役割分担意識が未だ根強い。 ⇒ 特に男性に着目した意識改革を進める
- 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革が不十分 ⇒ 男性や専業主婦も含め、すべての人にとって男女共同参画は自分の問題と感じてもらえるよう、身近な男女共同参画を進める
政治や企業のトップの強力なリーダーシップにより制度改革や実行を図る
- 制度が整備されても、M字カーブの解消や、長時間労働の抑制などの成果にはつながっていない ⇒ 雇用問題やワーク・ライフ・バランス、意識改革への取組を強化する
- 最近の経済・雇用情勢の急激な悪化によって、様々な困難を抱える人々が増加し、高齢単身女性世帯や母子世帯層などで貧困者の割合が高い ⇒ セーフティネットを構築する

【中間整理の特徴と具体的取組例】

1 国際的な概念や考え方を重視する

ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等の概念や考え方の重視

2 実効性あるポジティブ・アクション(積極的改善措置)を進める

「2020年30%」の達成に向けて、強力なリーダーシップの下、取組を加速するための実効性あるポジティブ・アクションを進める。

- ポジティブ・アクションの積極的な推進 — クォータ制、公共調達や税制等におけるインセンティブの付与の検討、2015年までの中間目標の設定
- 政治分野への働きかけ

3 世帯単位の制度・慣行を個人単位の制度・慣行へ移行する

強力な政治的意思の下、税制、社会保障制度、家族に関する法制などについて、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行に向けた見直しを行う。

- 税制(配偶者控除の見直し等)、社会保障制度、家族に関する法制(民法の改正等)などの検討

4 雇用問題の解決を進める。セーフティネットを構築する

M字カーブを解消し、女性が当たり前働き続け、暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用問題にしっかり踏み込む。

貧困など様々な困難を抱える人々の自立支援、女性であることでさらに複合的な困難を抱えている人々への男女共同参画の視点に立った支援を行う。

- 同一価値労働同一賃金の実現に向けた実効性ある施策の検討
- 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」における数値目標の達成に向け、実効性のある取組を推進
- 採用や女性管理職・役員の登用について、具体的な目標設定など、実効性ある推進計画策定の働きかけ
- 母子家庭の生活の自立に向けた就業・子育て・生活支援、養育費確保のための方策の検討
- 外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供等

5 男性、子どもにとっての男女共同参画、地域における男女共同参画を進める

すべての人が男女共同参画を自分の問題としてとらえられるよう、男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの男女共同参画の理解促進を図る。地域における方針決定過程への女性の参画を進める。

- 男性が育児・介護休業等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備
- 男性が経験を活かして地域活動等に参画し、生きがいのある生活を送れるための支援
- 子どもの頃からの男女共同参画の促進と将来を見通した自己形成の支援
- 自治会、商工会など、地域における方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組

男女共同参画基本計画（第3次）の策定に向けた
提言

平成22年4月

全国知事会

提言にあたって

21世紀の最重要課題として、男女共同参画社会の実現を掲げた男女共同参画社会基本法施行から10年が経過し、この間、男女共同参画に関する推進体制の整備が図られ、様々な取組が進められつつあるものの、その進展は緩やかであり、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要である。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画は、議会議員、公務員、企業、各種機関・団体、地域などあらゆる分野において徐々に進みつつあるが、その歩みは遅く、国際的にも低水準にとどまっている。

また、近年、男性も女性も仕事と家庭生活を両立させることを希望する傾向が強く見られ、企業の支援体制も少しずつ整いつつあるが、出産を機に離職する女性は依然として多く、少子化対策やワーク・ライフ・バランスを進める観点からも、仕事と育児の両立を困難にしている構造の変革が急務である。

さらに、昨今の経済・雇用情勢の悪化は、女性の就労をめぐる問題のみならず男性の不安定雇用、若年層への就労不安をもたらす等、経済・社会情勢の急激な変化が、男女共同参画をめぐる諸問題をより複雑・多様化させている。

こうした局面において、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のための取組は、社会に生じている様々な課題解決に道筋をつけ、一人ひとりが豊かな人生を送ることを可能にし、ひいては持続可能で活力ある社会に向けての大きな原動力となり得るものである。

全国知事会では、こうした時代の変化に適切に対応し、地域の実情に応じた実効ある対策を実現させるべく、全都道府県を対象に、取組状況や課題、好事例等を調査した。その結果に基づき、特に緊急かつ重要な項目について、現場の視点と経験から、提言を行う。男女共同参画基本計画(第3次)の策定にあたっては、本提言を踏まえ、全省庁が政策の整合性を図るなど、施策の総合的な推進を図られたい。

記

【提言項目】

1. 政策方針決定過程への女性の参画の促進
2. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
3. 女性に対する暴力の根絶
4. 学校教育における男女共同参画の推進
5. 効果的・戦略的な普及啓発の実施
6. 新たに論点とすべき事項への提言

1. 政策方針決定過程への女性の参画の促進

(1) 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における職務指定の緩和

法令等により設置が義務づけられている審議会等には、委員が職務指定されている会議が多くあるが、指定されている職に就任している女性は少なく、また知事が指名できる範囲も狭いため、都道府県の裁量で女性を登用できる範囲が限られている。

そのため、都道府県防災会議における女性委員の割合は全国平均で3.2%、都道府県交通安全対策会議では7.2%（内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成21年度)」)となるなど、現実には女性の登用が進まない審議会等があることから、国においては、法令等に定める職務指定の緩和や弾力的運用等委員資格要件の緩和、法改正も含めた都道府県知事や市町村長の裁量権の拡大を図ること。

(2) ポジティブ・アクションに取り組む企業等への優遇措置制度の拡充

民間企業の部長相当職に占める女性の割合は4.9%、課長相当職は7.2%、係長相当職は13.8%（平成21年賃金構造基本統計調査）と、いずれも極めて低い状況にある。

都道府県では、ポジティブ・アクションをはじめ職場における男女共同参画の推進に取り組んでいる企業等に対し、公契約における入札参加資格審査時の加点制度や融資金利優遇措置等を行っている例があるが、いずれも地方自治体単位の取組にとどまっており、その効果は限られている。

内閣府では、事業の入札における総合評価において、女性の雇用率、労働時間短縮等を評点要素に加える取組を始めようとしているが、同様の取組を各省庁にも拡大する等、より具体的な施策を計画に明記すること。

(3) あらゆる分野における女性の参画の促進

政策方針決定過程への女性の参画に関しては、現基本計画で定める「2020年30%」の目標値を達成するため、商工関係団体、農協などの協同組合、医師などの職能団体などの役員への女性の登用が進まない団体についても積極的な登用が図られるよう要請を行うとともに、あらゆる分野において女性の参画が進むよう、女性委員の人数枠を制度として割り当てるクォータ制の導入を図るなど強力な施策を講じること。

2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

(1) 仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への優遇措置の実施

都道府県では、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、企業名や取組を紹介するなど、企業の取組を支援している例がある。

国においても、法定を上回る育児休業・介護休業等の制度整備、あるいは取得促進に向けた職場環境づくり、また、多様な働き方を可能とする制度の導入などに積極的に取り組んでいる企業に対し、その取組にかかる費用を企業の課税所得から差し引く等の優遇措置を実施すること。

(2) 女性の再チャレンジ等支援と雇用における均等処遇の確保

女性の再就業、起業などについて、就業支援関係機関等との緊密な連携をベースに、相談から訓練、就業までのワンストップ相談窓口の充実など総合的な支援体制の構築を図ること。

また、育児休業・妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに対する全国の相談件数が増加していることを踏まえ、不利益的取扱い事案に対し「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく対応を徹底するとともに、女性や若者層で増大している非正規雇用者について、正規雇用者との均等処遇を考慮した制度整備を図ること。

(3) あらゆる人に向けた啓発の実施

普及啓発にあたっては、働き方の見直しや職場環境に関わる取り上げ方だけでなく、ワーク・ライフ・バランスは、誰もが豊かな人生を送るために必要であるという観点にも重点を置き、あらゆる世代や立場の人にも理解が進む啓発や推進策を講じること。

3. 女性に対する暴力の根絶

(1) DV被害者等の行政手続き等の安全確保と公的保証制度の構築

DV被害者及び同伴児の国民健康保険や児童手当の手続きについては、婦人相談所等が発行する証明書により運用が図られている。

しかし、所在の発覚を恐れて、他の行政手続きを躊躇する事例も見受けられるため、DV被害者及び同伴児の保護等の観点からあらゆる行政手続き等においても、当該証明書により手続きを可能とするなど、全国共通の仕組みを創設すること。

また、住宅の確保や就業の促進はDV被害者の自立に極めて重要であることから、身元保証人や連帯保証人を公的に確保できる保証制度を構築すること。

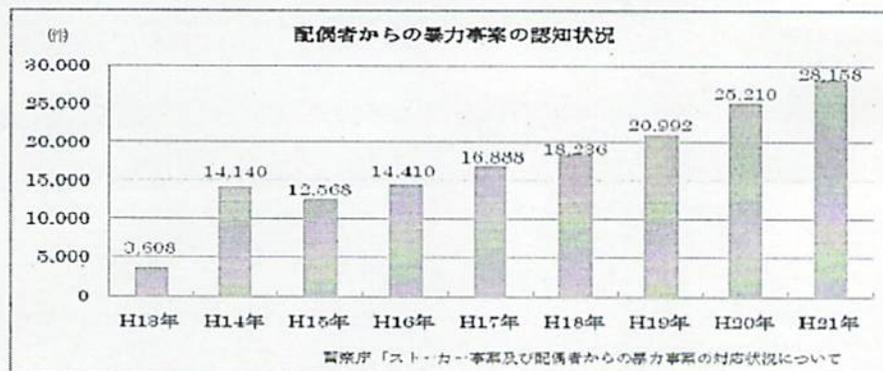
(2) 市区町村が設置する配偶者暴力相談支援センターへの支援

市区町村が設置する配偶者暴力相談支援センターにおいて一時保護等を行う場合、婦人相談所と同等の機能を果たすこととなるため、支援面で同等の扱いがなされるような法の見直しを行うこと。

(3) 民間団体が行うDV被害者支援活動に対する全国的な支援制度の創設

配偶者からの暴力事案認知件数が急増する等、被害者支援の必要性は年々高まっているが、地域におけるきめ細かな対応といった面から、民間団体の活動によるところも大きい。

国においては、被害者を一時的に保護するシェルターをはじめ被害者支援活動を行う民間団体をDV対策の担い手として位置づけ、支援制度を創設すること。



(4) DV被害者等のケアと加害者対策の推進

家庭内でのDVは、子どもへの心理的な虐待であり、また、被害者の子どもへの直接的な虐待も誘引し、さらに虐待を受けた子どもが将来の加害者や被害者になってしまう恐れもあるため、暴力の連鎖や再発防止を図る観点からもDV被害者と同伴児のケア及び加害者への対策が重要である。

国においては、DV被害者と同伴児の心身の健康の回復に向けたカウンセリング等に対する助成制度等を創設するとともに、加害者更正プログラムを作成し、その効果

を検証するなど、実効性ある加害者対策の検討を進めること。

(5) 若年層へのデートDV予防啓発・教育の推進

恋人同士の間で起こる暴力、いわゆる「デートDV」による問題に対応するため、都道府県においては、外部講師による高等学校出前講座や教員・保護者向けの研修を実施している例がある。

国においては、デートDVが存在し、課題となっていることを計画に明確に位置づけるとともに、若年層向けの啓発資材を開発し、積極的に学習機会を設けるなど、文部科学省等と連携し予防啓発・教育を徹底すること。

4. 学校教育における男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の教育課程への明確な位置づけ

男女共同参画意識や自立意識の醸成には、子どもの発達段階に応じた学習が重要である。

男女共同参画の教育を定着・充実させるために、文部科学省と連携し、良質な学習教材を作成するとともに、教育課程への位置づけを明確にすること。

また、教育に携わる者が、男女共同参画の理念を正しく理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、教員に対する研修の充実を図ること。

(2) 小中高校生段階におけるキャリア教育の充実

男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、社会の変化に対応し、主体的に進路を選択・決定できる能力や勤労観・職業観を身につけ、自立した社会の担い手として育つよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育の更なる充実を図ること。

また、女性の参画が進んでいない理工系分野への女性の進出を促進するため、企業等とも連携し、様々な職種で活躍しているロールモデルの提示やメディア等を活用した戦略的な広報・普及啓発を行うなど理工系進路選択支援の取組を強化すること。

5. 効果的・戦略的な普及啓発の実施

(1) 意識の浸透を図るための戦略的な普及啓発の実施

国や地方公共団体の行う男女共同参画社会の実現に向けたイベント等を知らない人の割合は、男女とも6割を超えており（平成21年「男女のライフスタイルに関する意識調査(内閣府)」）、特に若い世代において参加率や認知度が低く、地方メディアを媒体とする啓発は、発信力が限定的であり、期待する効果が上がりにくい状況にある。

男女共同参画の意識やワーク・ライフ・バランスを広く普及するため、世代別、ライフステージ別に、国民の実行動につながるような説得力のあるアプローチを試みるとともに、全国メディアを活用し、戦略的に啓発を実施すること。

(2) 男性に向けた意識啓発の促進

男性の家庭・地域への参画の必要性や同居家族介護者の約3割が男性である現状（平成19年「国民生活基礎調査」）、高齢男性の生活自立の困難さや孤立が危惧されるなど、男性が直面している現状を踏まえ、男性がより実感を伴う普及啓発を行うこと。

(3) メディアの自主的取組の促進

男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年内閣府発表）では、メディアにおける性・暴力表現について「問題がある」とする者の割合が80.0%に上っている。

こうした状況を踏まえ、情報を発信する側の自主規制やルールの確立が行われるよう、メディアに対し、強く働きかけを行うこと。

6. 新たに論点とすべき事項への提言

(1) 地域課題解決型実践活動の具体化

地域における男女共同参画推進の今後のあり方として、地域課題解決型の実践活動への移行が必要とされているが、地域活動には、防災・防犯、子育て支援、環境、地域おこし、まちづくり、観光など様々な活動分野にまたがっており、男女共同参画の視点を活かした地域活動のイメージがつかみにくい。そのため、その活動に関係する省庁とも連携し、男女共同参画の視点を活かすべき地域活動の対象を具体的に提示し、地域活動の対象を明確にすること。

また、地域における様々な取組に男女共同参画の視点を根付かせるための具体策の提示や、男女共同参画の視点を持って地域活動に取り組む人材養成のための研修プログラムの開発を行うこと。

(2) 生活困難を抱える人々への対応

生活困難が幅広い層に広がっているが、相対的貧困率は男性に比べて女性が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯層で高くなっている。出産や育児などにより就業を中断する女性が多いことや、女性の就労は非正規雇用に集中しやすいこと、男性に比べ女性の平均賃金水準が低いことなど、その背景には男女共同参画の問題がある。

生活困難を抱える人々への対応については、父子世帯も含めこうした男女共同参画の課題を踏まえ対応策を打ち出すこと。

【非正規雇用者の割合】

(「労働力調査(詳細集計)平成21年平均(速報)」)

男性	18.4%
女性	53.3%

【平均賃金水準】

(平成20年「賃金構造基本統計調査」)

男性一般労働者	100.0
女性一般労働者	67.8

市民生活意識・事業所実態・市民団体等実態調査について

1 調査の目的

平成24年度から平成27年度までの4年間を計画期間とする「次期たかまつ男女共同参画プラン」の策定に向けての基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民、事業所、市民団体等の意識調査を実施する。

2 調査種別（案）

(1) 市民意識調査

市内在住の20歳以上の市民から3,000人を無作為抽出し、30項目の質問で調査を実施する。

(2) 事業所実態調査

市内の事業所から1,500事業所を無作為抽出し、31項目の質問で調査を実施する。

(3) 市民団体等実態調査

市内の市民活動団体等から100団体を無作為抽出し、11項目の質問で調査を実施する。

3 調査スケジュール（案）

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 調査票発送準備 | 8月上旬 |
| (2) 調査回答期間 | 8月中旬～8月下旬 |
| (3) 調査結果集計・分析 | 9月上旬～10月下旬 |

4 調査項目（案）

1～8ページのとおり

5 参考

調査項目一覧表の見方について

(1) 継続欄の「○」印

平成18年5月実施の調査項目を経年比較するため、今回も継続して実施することを表します。

(2) 継続欄の「新」印

今回新規に追加する項目で、変更理由を記載しています。

(3) 国・県欄の「◎」印

平成21年10月実施の国の世論調査および21年12月実施の県の意識調査の項目が本市の項目と類似していることを表します。

(4) 国・県欄の「○」印

平成21年10月実施の国の世論調査および21年12月実施の県の意識調査の項目が本市の項目と関連していることを表します。

(5) 国・県欄の「-」印

国・県は、事業所調査を行っていないため「-」表示としています。

○平成22年アンケート調査項目一覧表

〔国・県欄の◎印は類似項目、○印は関連項目〕

高松市（市民生活意識調査）		継続	県	国	変更理由
1	家庭生活・子育て・介護について	○	○	○	市（介護）より移動
問1	「男は仕事、女は家庭」といった考えがあるが、どう考えますか	○	○	○	
問2	あなたの希望に最も近いものと現実（現状）に最も近いものはどれですか （1）仕事を優先（2）家庭生活を優先（3）地域・個人の生活を優先	○	○	○	国の項目内容を参考
問3	家庭において、掃除、洗濯、買い物などをどの程度行っているか	○	○	×	県の項目内容を参考
問4	家事（育児・介護を含む）についてどのように分担すべきだと思うか	○	○	×	
問5	育児、介護などの家庭で担われている役割は社会的にも重要であるため、社会全体で評価していこう、という考えがありますが、具体的にどのような形で評価することが必要だと思いますか （1）育児（2）介護（3）育児・介護以外の家事（4）自治会などの地域活動	新			国の項目を参考
2	結婚・出産について	○	×	×	
問6	あなたは、結婚（内縁関係を含む）について、どのように考えますか	○	×	○	
問7	あなたは、子供の育て方についてどのように考えますか	○	×	×	
問8	出生率低下の理由は何だと思えますか	新			他都市の項目を参考
問9	安心して子どもを産み育てるためには何が重要だと思いますか	新			他都市の項目を参考
3	地域活動への参加・学校教育について	○	×	×	市（学校教育）より移動
問10	あなたは、いまどのような社会活動をしていますか	○	×	×	
問11	社会活動に参加されていない主な理由は何ですか	新			他都市の項目を参考
問12	今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思うか	○	◎	×	市（問27）より移動 県の項目内容を参考
問13	学校での教育についてどう思うか	○	×	×	市（問22）より移動
4	就労について	○	○	×	
問14	あなたは、一般的に女性が職業を持つことについて、どう思うか	○	◎	◎	国・県の項目内容を参考
問15	女性が再就職しやすくするためには、どのようなことが必要だと思うか	新			県の項目を参考
問16	職場の中で、女性について責任ある仕事を任せない傾向があるなどと感じることがあるか	新			他都市の項目を参考
問17	女性と男性が平等に仕事を続けていくには、何が重要か	○	×	×	
5	ワーク・ライフ・バランスについて	新			県の項目を参考
問18	仕事や家庭、地域など、自分が希望する時間の使い方ができていると思うか	新			県の項目を参考
問19	時間を取りすぎていると思う活動、または取れていない活動はどれか	新			県の項目を参考

高松市（市民生活意識調査）		継続	県	国	変更理由
問20	どのようにすれば自分が希望する時間の取り方ができると 思うか	新			県の項目を参考
6	男女平等意識について	○	○	○	
問21	職場や地域社会など各分野での男女の地位は平等だと思うか	○	◎	◎	
問22	県・市の首長や企業の管理職など、今後、女性がもっと増 える方が良いと思うのはどれか	新			国の項目を参考
問23	政治や行政などで、政策の企画や方針決定の過程に女性の 参画が少ないと言われるが、理由は何だと思うか	○	◎	×	
問24	男女平等に関して、男女共同参画社会基本法、男女雇用機 会均等法、ジェンダーなどを知っているか	○	×	○	国の項目内容を参考
7	男女間における暴力について	新			県の項目を参考
問25	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関して、法律 や相談窓口などがあることを知っているか	新			県の項目を参考
問26	これまでに、あなたの配偶者からなぐられたり、けられたり 暴力を受けたことなどがありますか	新			県の項目を参考
問27	あなたの配偶者から受けたその行為をだれかに打ち明けた り、相談したりしたか、相談しなかった場合は、なぜか	新			県の項目を参考
問28	男女間における暴力を防止するためには、どのようなこと が必要だと考えるか	○	○	×	市（問25）より移動 県の項目内容を参考
8	男女共同参画社会に関する行政への要望について	新			国の項目を参考
問29	男女共同参画社会を形成していくために、今後、行政は何 に力を入れるべきだと思うか	新			県の項目を参考
問30	男女共同参画社会や男女間の暴力についての自由意見・要望	○	◎	×	市（自由意見）より移動 県の項目内容を参考
9	統計分析	○	◎	◎	
F1	住居地区	○	×	×	
F2	性別	○	◎	◎	
F3	年齢	○	◎	◎	
F4	主な仕事（収入を伴う仕事をしている人とそうでない人）	○	○	○	
F5	結婚	○	◎	◎	
F6	子ども	新			国・県の項目を参考
F7	介護	新			県の項目を参考
F8	家族形態	○	◎	×	

○平成18年のアンケート調査項目から削除・移動したもの

〔国・県欄の◎印は類似項目、○印は関連項目〕

高松市（市民生活意識調査）		継続	県	国	変更理由
2	結婚・出産について				
問6	女性が子供を産むことに、さまざまな考え方があがるが、どう思うか	×	×	×	国・県に項目なし
3	地域活動への参加について				
問9	今後、どのようになれば、社会活動がもっと活発にできると考えるか	×	×	×	市（問27）に統合
4	高齢社会・介護について	×	×	×	国・県に項目なし 介護のみ「1家庭生活・子育て」へ移動
問10	高齢者の介護について、あなたはどのように考えているか	×	×	×	市（問4）に統合
問11	高齢者介護における家族負担を軽減するには何が必要か	×	×	×	国・県に項目なし
5	就労について				
問13	就労に何を最も期待するか	×	×	×	国・県に項目なし
問14	職場では、女性と男性はどう扱われていると思うか	×	×	×	国・県に項目なし
問15	不当な扱いの具体的な内容はどのようなことか	×	×	×	国・県に項目なし
問16	現在、仕事をしていない理由は何ですか	×	×	×	国・県に項目なし
6	男女平等意識について				
問20	女性が進出していない分野で一時的に女性の優位性を設けるなどして、男女の機会均等を確保すべき、という考え方に賛成か反対か	×	×	×	国・県に項目なし
7	学校教育・生涯学習について	×	×	×	国・県に項目なし 学校教育のみ「3地域活動への参加」へ移動
問22	学校での教育についてどう思うか	○	×	×	「3地域活動への参加・学校教育」へ移動
問23	今後、どんな情報や、学習機会、相談が必要だと思うか	×	×	×	国・県に項目なし
8	人権について	×	×	×	国・県に項目なし
問24	女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どういうことについてか	×	×	×	国・県に項目なし
問25	セクシャル・ハラスメントやストーカーなどが問題になっているが、女性への暴力をなくすにはどうしたら良いと思うか	○	○	×	「7男女間における暴力」へ移動
問26	男女共同参画に関して、男女共同参画センター、男女共同参画都市宣言、情報誌びびふあいなどについて、どの程度知っているのか	×	×	×	国・県に項目なし
問27	今後、男性と女性が共に家事、子育てや介護、地域活動に積極的に参加していくには、何が必要だと思うか	○	◎	×	「3地域活動への参加」へ移動
問28	高松市の取り組みの現状を男女共同参画の視点から見てどう思うか	×	×	×	国・県に項目なし
10	男女が共に生き生きと暮らせる社会づくりに向けての自由意見・感想	○	◎	×	「8男女共同参画社会に関する行政への要望」へ移動

○平成22年アンケート調査項目一覧表

高松市（事業所実態調査）		継続	県	国	変更理由
1	統計分析	○	-	-	
	F1 業種	○	-	-	
	F2 従業員数（正規従業員・パートタイムほか）	○	-	-	
2	従業員の採用について	○	-	-	
	問1 貴事業所では、どのような雇用形態を今一番望まれていますか	○	-	-	
	問2 貴事業所では、次のような採用を行っていますか	○	-	-	
3	従業員の就労・配置状況について	○	-	-	
	問3 貴事業所の平均的な1日の労働時間（残業を含む）について、どのように思われますか	○	-	-	
	問4 貴事業所では、過去2年間（平成20年4月～22年3月）に労働時間の短縮を実施したか、または今後、労働時間短縮を実施する予定はありますか	○	-	-	
	問5 貴事業所では、男性または女性のみを配置している職種がありますか	○	-	-	
	問5-2 問5で「1 ある」と答えた事業所にお伺いします、ない事業所は、問6へ 男性または女性のみを配置しているのはどのような職種ですか	○	-	-	
	問5-3 引き続き、問5で「1 ある」と答えた事業所にお伺いします 今まで女性を配置していなかった職種への女性の配置、男性を配置していなかった職種への男性の配置をしていく意向がありますか	○	-	-	
	問6 貴事務所の係長相当職以上の管理職について、そのうち女性の割合はどれくらいですか 「8 女性従業員はいない」と答えた事業所は問8へ	○	-	-	
	問6-2 問6で「1 0%」、「2 10%未満」および「3 10%～19%」と答えた事業所にお伺いします 貴事業所で女性管理職が少ないのはどのような理由からですか	○	-	-	
	問7 問6で「4 20%～29%」、「5 30%～39%」、「6 40%～49%」、「7 50%以上」と答えた事業所にお伺いします 貴事業所では、今後の女性管理職登用の取組みについてどのようにお考えですか	○	-	-	
4	従業員の育児・介護等について	○	-	-	
	問8 貴事務所では、育児休業制度および介護休業制度を就業規則等により規定していますか	○	-	-	
	問9-1 過去2年間（平成20年4月～22年3月）に男性と女性で、それぞれ育児休業取得者はいますか 「1 いる」の場合は、取得者数もお書きください	○	-	-	男女別とする

問9-2	過去2年間（平成20年4月～22年3月）に、子どもが生まれた人のうち、育児休業取得者の男性と女性の比率は、それぞれどのくらいですか	○	-	-	男女別の比率とする
問10	問9-1で育児休業取得者がいる事業所にお伺いします 過去2年間（平成20年4月～22年3月）で育児休業取得者の取得期間について、次のどの期間の人が一番多いですか、女性、男性それぞれに当てはまるものを選んでください	○	-	-	
問11	過去2年間（平成20年4月～22年3月）で介護休業を取得（利用）した人はいますか 「1 いる」の場合は、男女別人数もお書きください	○	-	-	
問12	貴事業所では、育児休業や介護休業制度の実施に伴う次のような取組みを行っていますか	○	-	-	
問13	今後、育児休業や介護休業制度を定着させる上で特に問題と思われることを選んでください。	○	-	-	
問14	貴事業所では、子どもを育てながら働いている人のために、特別な配慮をされていますか	○	-	-	
問15	貴事業所では、家族の介護をしながら働いている人のために、特別な配慮をされていますか	○	-	-	
問16	貴事業所において、女性（母性）の健康管理のためにどのような配慮を行っていますか	○	-	-	
5	パートタイム等について	○	-	-	
問17	問17～問19まではパートタイム等労働者がいる事業所にお伺いします、 いない事業所は問20～ 貴事業所では、どの職種にパートタイム等を雇用されていますか	○	-	-	
問18	パートタイム等労働者を雇用しているのは、どのような理由からですか	○	-	-	
問19	貴事業所において、最も多くのパートタイム等労働者に適用される1日当たりの平均労働時間数および週当たりの平均労働日数はどうなっていますか	○	-	-	
6	セクシュアル・ハラスメントについて	○	-	-	
問20	貴事業所では、セクシュアル・ハラスメントについて、従業員に共通の理解が得られていると思われますか	○	-	-	
問21	貴事業所では、セクシュアル・ハラスメントが事業所内で問題になったことがありますか	○	-	-	
問22	貴事業所でセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、現在実施している、もしくは今後の実施を考えている取組みがありますか	○	-	-	
問23-2	問22で「4 相談窓口を設ける」と答えた事業所で、既に相談窓口を設けている事業所にお伺いします 過去2年間で相談はありましたか	○	-	-	
7	ワーク・ライフ・バランスについて	新			他都市の項目を参考

問24	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をご存知ですか	新			他都市の項目を参考
問25	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、どのように思いますか	新			他都市の項目を参考
8	女性の雇用について	○	-	-	
問26	女性を雇用・活用する上において、問題となることがありますか	○	-	-	
問27	貴事業所では、女性従業員がいつまで働くことを望みますか	○	-	-	
問28	最近、女性の雇用管理でどのような点が変わりましたか	○	-	-	
問29	貴事業所では、女性はその能力を十分発揮できる環境を整えるためにどのようなことに取り組んでいますか	○	-	-	
9	男女共同参画について	○	-	-	
問30	女性と男性が平等に仕事を続けていくためには、どのようなことが必要だと思いますか	○	-	-	
問31	雇用の場における男女平等を進めるために、現状から見て、今後、特に男女の格差をなくしていく必要があると思われることを選んでください。	○	-	-	
10	男女の雇用、働きやすい社会づくりなどについて、ご意見がありましたら、自由にご記入ください	○	-	-	

○平成18年のアンケート調査項目から削除したもの

高松市（事業所実態調査）		継続	県	国	変更理由
2	従業員の採用について				
問3	貴事業所では、改正男女雇用機会均等法の施行に伴い、男性または女性のための従業員の募集・採用を見直し、男女を不問にしていますか	×	—	—	平成19年4月1日施行に伴う質問
4	従業員の育児・介護等について				
問11-1	過去2年間（平成20年4月～22年3月）で男性の育児休業取得者はいますか 「1 いる」の場合は、取得者数もお書きください	×	—	—	問9-1へ統合
問11-2	過去2年間（平成20年4月～22年3月）に、子どもが生まれた人のうち、育児休業取得者の男性比率はどのくらいですか	×	—	—	問9-2へ統合

○平成22年アンケート調査項目一覧表

高松市（市民団体等実態調査）		継続	県	国	変更理由
	回答者性別（男・女）	○	-	-	
	回答者の役職名	○	-	-	
問1	貴団体の主な活動目的を選んでください。	○	-	-	
問2	貴団体の所在地をお聞きします。所在地はどちらですか。	○	-	-	
問3	貴団体の構成団体（種類）は何ですか。	○	-	-	
問4	貴団体の会員数などをお聞きします。	○	-	-	
問5	貴団体は過去5年間で主にどのような活動をしましたか。	○	-	-	
問6	問5で「8 人権，男女共同参画，平和に関する活動（ユニセフ，啓発など）」と答えた団体にお聞きします。8の活動をした結果，参加者や地域はどう変わりましたか。また，どのような活動をしましたか。下欄に具体的に記入してください。	○	-	-	
	【具体的な活動】	○	-	-	
問7	問5の活動をした結果，あなた自身はどう変わりましたか。	○	-	-	
問8	貴団体は男女共同参画社会づくりにどのように取り組んでいますか。	○	-	-	
問8-2	貴団体に男女共同参画を推進する部会がありますか。	○	-	-	
問8-3	問8-2で「2 なし」の場合，今後，部会をつくる予定はありますか。	○	-	-	
問9	貴団体のこれからの活動の重点目標は何ですか。	○	-	-	
問10	今後の男女共同参画のキーワードとなるものは何だと思われますか。	○	-	-	
問11	今後，だれもがいきいきと自分らしく生きることのできる社会づくりを進めるため，高松市はどのようなことに力を入れていくべきと思いますか。「(1)今後5～6年間に取り組むべき施策」および「(2)長期的な展望のもとに取り組むべき施策」の2つの観点から選んでください。また，具体的な取組方策について，次頁の枠の中にご意見があればお書きください。	○	-	-	
	(1)今後5～6年間に取り組むべき施策 具体的な取組方策	○	-	-	
	(2)長期的な展望のもとに取り組むべき施策 具体的な取組方策	○	-	-	
男女共同参画の社会づくりについて，ご意見，ご感想などがありましたら，ご自由にお書きください。		○	-	-	

たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）の
平成20年度における進捗状況

（計画期間：平成19年度～23年度）

平成22年3月

高 松 市

たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）の平成20年度における進捗状況

本市では、平成19年度から23年度までを計画期間とした「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」に基づき、男女共同参画の施策・事業を総合的、計画的に実施しています。

この度、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」の20年度実施状況等を取りまとめましたので、報告します。

1 男女共同参画の推進に関する具体的施策・事業の実施状況

たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）に掲げる5つの基本目標を達成するための具体的施策・事業について、各課の事業計画に対する20年度における事業の実施状況を取りまとめました。

項目	達成度評価					計
	5	4	3	2	1	
【基本目標Ⅰ】 男女共同参画の意識づくり	9	65	2	—	—	76
【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野への男女共同参画の促進	3	51	15	2	—	71
【基本目標Ⅲ】 男女が共にいきいきと働き続ける環境づくり	25	97	12	3	—	137
【基本目標Ⅳ】 男女が共に自立し、豊かで安心できる生活づくり	26	53	1	1	—	81
【基本目標Ⅴ】 男女の人権が尊重される社会づくり	6	105	6	3	—	120
合計	69	371	36	9	—	485
構成比 (%)	14.2	76.5	7.4	1.9	—	100

(注) 達成度評価「5」: 現状で十分である。「4」: 現状でほぼ十分である。

「3」: 現状では不十分である。「2」: 現状ではかなり不十分である。

「1」 現状ではまったく不十分である。

20年度に実施した具体的施策・事業、485事業のうち、達成度評価「5」は14.2%、「4」は76.5%となっており、全体の90.7%の事業が、事業計画に対し、計画どおり実施されています。

2 たかまつ男女共同参画プランで設定した目標値の達成状況

たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）に掲げる5つの基本目標について、その進捗状況を測るため、平成23年度末までの計画期間中の目標を設定した項目について、20年度の達成状況を取りまとめました。

項目	評価項目		目標値達成項目(%) (実績値把握項目に対する割合)
	項目	20年度実績値 把握項目	
【基本目標Ⅰ】 男女共同参画の意識づくり	10	8	4(50.0%)
【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野への男女共同 参画の促進	13	12	2(16.7%)
【基本目標Ⅲ】 男女が共にいきいきと働き 続ける環境づくり	22	14	5(35.7%)
【基本目標Ⅳ】 男女が共に自立し、豊かで安 心できる生活づくり	10	9	2(22.2%)
【基本目標Ⅴ】 男女の人権が尊重される社 会づくり	17	14	4(28.6%)
合計(72項目)	72	57	17(29.8%)

目標値を設定した72項目のうち、定期的な調査の該当年度ではないため、データ把握ができなかった15項目を除く57項目のうち、目標値を達成した項目は、17項目(29.8%)でした。

1 男女共同参画の推進に関する具体的施策・事業の実施状況

基本目標	主要プラン	施策の基本的方向	事業数	達成度評価					事業費(千円)	
				5	4	3	2	1	20年度予算・決算額	21年度予算額
I 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画に向けた意識改革	1 現行の社会制度・慣行の見直し、意識の改革 2 男女平等意識の広報・啓発活動の推進 3 男女共同参画推進の社会的気運の醸成 4 男女共同参画に関する情報の収集・提供機能の充実 5 男女共同参画センター(愛称:サンフリー高松)の機能の充実 6 高松市としての取組み	38	4	32	2			予算額 406,266 決算額 392,142	予算額 413,322
	2 男女平等をめざす教育・学習の充実	1 学校等における男女平等教育の推進 2 男女共同参画の家庭環境づくり 3 男女平等意識を形成する生涯学習の推進	38	5	33				予算額 78,091 決算額 105,446	予算額 75,808
II あらゆる分野への男女共同参画の促進	3 政策・方針決定への女性の参画拡大	1 政策・方針決定への女性の参画拡大の推進 2 農林漁業の分野における女性の参画拡大の促進 3 防災・防犯の分野における女性の参画拡大の促進 4 女性の管理職への登用の推進 5 女性の人材育成と活用	28	1	16	9	2		予算額 1,400 決算額 400	予算額 700
	4 地域社会における男女共同参画の促進	1 まちづくり等における男女共同参画の促進 2 地域活動への参画拡大の促進 3 地域活動において女性が正当に評価される風土づくり 4 ボランティア活動等市民活動の促進	33	1	28	4			予算額 16,509 決算額 15,545	予算額 15,958
	5 国際的視点に立った男女共同参画の推進	1 国際理解のための学習機会や情報の提供 2 国際交流活動と平和の推進	10	1	7	2			予算額 5,503 決算額 5,370	予算額 5,241
III 男女が共にいきいきと働き続ける環境づくり	6 仕事と家庭等の両立ライフの支援	1 仕事と家庭生活・地域活動の両立ライフについての意識啓発 2 多様なニーズに対応した保育サービスの充実 3 児童の放課後対策の充実 4 子育て環境の整備促進 5 ひとり親家庭等に対する生活の安定と自立への支援 6 介護サービスの充実 7 育児・介護休業制度の普及啓発 8 労働時間短縮に向けた普及啓発	72	23	38	10	1		予算額 29,197,772 決算額 29,482,291	予算額 31,398,172
	7 多様な働き方を可能にする就業環境づくり	1 学校教育における職業意識の形成 2 家庭・社会における職業意識の形成 3 職業能力の開発促進 4 女性の起業やパートタイム労働など多様な働き方への支援 5 女性の就業に関する相談や情報提供	37	2	34		1		予算額 285 決算額 285	予算額 285
	8 男女が対等なパートナーとして働く職場づくり	1 男女の雇用機会均等についての啓発 2 職場における男女平等の促進 3 セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発 4 働く女性の健康管理についての啓発 5 高松市としての取組み	28		25	2	1		予算額 1,300 決算額 2,770	予算額 3,191
IV 男女が共に自立し、豊かで安心できる生活づくり	9 男女が共に子育て、介護を担う家庭づくり	1 家庭生活を共に支える意識啓発 2 子育てに関する相談、学習機会等の充実 3 子育てをしている人の活動しやすい環境の整備 4 高齢者の介護に関する相談、学習機会の充実	44	14	28	1	1		予算額 53,607 決算額 50,086	予算額 80,361
	10 高齢者等の生活の安定と自立の支援	1 高齢者の就業・学習機会の充実 2 高齢者の在宅生活の支援 3 高齢者等虐待の対策の推進 4 共に生きるまちづくりの推進	37	12	25				予算額 425,038 決算額 382,361	予算額 415,154
V 男女の人権が尊重される社会づくり	11 人権尊重の意識づくり	1 男女の人権尊重の啓発活動の推進 2 メディアにおける人権を尊重した表現の促進 3 健全な環境の整備	28		28				予算額 9,490 決算額 8,926	予算額 9,608
	12 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 女性に対する暴力をなくすための環境づくり 2 ドメスティック・バイオレンス等の対策の推進 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進 4 売買春の防止対策の推進	40	2	34	3	1		予算額 135,411 決算額 134,456	予算額 140,705
	13 生涯にわたる男女の健康づくりの推進	1 生涯を通じた男女の健康づくりの気運を高める啓発 2 妊娠・出産等に関する健康管理への支援 3 健康をおびやかす問題についての対策の推進	52	4	43	3	2		予算額 1,446,163 決算額 1,498,274	予算額 1,535,905
合 計			485	69	371	36	9		予算額 31,776,835 決算額 32,078,352	予算額 34,094,410
構 成 比 (%)			100	14.2	76.5	7.4	1.9	0		

(注) 達成度評価 「5」:現状で十分である。「4」:現状でほぼ十分である。「3」:現状では不十分である。「2」:現状ではかなり不十分である。「1」現状ではまったく不十分である。

2 たかまつ男女共同参画プランで設定した目標値の達成状況

下表のうち、「基準値」欄の数値は、年間データが示されているものは17年度、現在の状況が示されているものは18年度、市民意識や事業所の状況は18年度調査による。

なお、20年度数値が（－）表示は、定期的な調査の該当年度でないため、データ把握ができなかったもの。

基本目標	主要プラン	評価指標	基準値	20年度実績値	目標値(23年度)	達成状況	
Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	1男女共同参画に向けた意識改革	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民意識の割合	16.9%	-	6.9% (10%減)	-	
		社会的性別（ジェンダー）について知らない市民の割合	53.6%	-	43.6% (10%減)	-	
		男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）の利用者数	48,602人	58,450人	53,463人 (10%増)	達成	
		男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）のホームページへのアクセス	32,114件	2,078件 (ただし、 H20.8.13～カウント開始)	48,171件 (1.5倍)		
		男女共同参画センター（愛称：サンフリー高松）の図書・ビデオ・DVD・資料収集	図書 2,169冊	図書 2,245冊	図書 2,500冊		
			ビデオ・DVD 100本・枚	ビデオ・DVD 110本・枚	ビデオ・DVD 110本・枚	達成	
	2男女平等をめざす教育・学習の充実	教職員の男女平等教育の研修会を受講した教員数（累計）	年間70人	延べ 222人	延べ350人		
			男女共同参画に関する講座・セミナーの参加者数	1,357人	5,890人	1,629人以上 (1.2倍以上)	達成
			男女共同参画に関する講座・セミナーの男性参加者の割合	14.7%	12.91%	30%以上	
			男女共同参画に関する講座等の他機関に働きかけての共催事業	2講座	3講座	増加	達成
Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進	3政策・方針決定への女性の参画拡大	女性委員のいない審議会等の割合	16.8%	14.68%	0%		
		審議会等における女性委員の割合	28.5%	30.24%	35%以上 * 将来的には、各審議会等の委員構成が両性ともに40%を下回らないことを目標		
		審議会等における女性の委員長（座長）就任者	5人	4人	増加		
		市職員の女性管理職の割合	9.8%	9.50%	15%以上		
		女性教職員の管理職の割合	21.1%	18.18%	増加		

基本目標	主要プラン	評価指標	基準値	20年度実績値	目標値(23年度)	達成状況	
Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進	3政策・方針決定への女性の参画拡大	女性人材データ登録者数	103人	103人	150人		
		家族経営協定締結数	16戸	22戸	24戸		
	4地域社会における男女起用同参画の促進	「地域社会では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	59.8%	-	50%未満	-	
		夜間、土曜・日曜日のコミュニティセンター等の利用件数	21,017人	53,936人	増加	達成	
		地域諸団体における女性の会長就任者	11%	9%	増加		
	5国際的視点に立った男女共同参画の推進	国際理解・交流に関する講座等の参加者数	717人	730	861人以上(1.2倍以上)		
		国際交流ボランティア登録者数	94人	144	113人以上(1.2倍以上)	達成	
		平和の啓発のための講演会等の参加者数	272人	326人	327人以上(1.2倍以上)		
	Ⅲ 男女がともにいきいきと働き続ける環境づくり	6仕事と家庭等の両立ライフの支援	乳児保育	61か所	61か所	65か所	
			延長保育	52か所	52か所	60か所	
休日保育			2か所	3か所	2か所	達成	
夜間保育			1か所	1か所	1か所	達成	
一時保育			28か所	28か所	30か所		
病後児保育			4か所	4か所	5か所		
留守家庭児童会			32か所	35か所	34か所	達成	
学童保育			9か所	9か所	12か所		
放課後児童クラブ			10か所	10か所	10か所	達成	
民間児童館			1か所	1か所	2か所		

基本目標	主要プラン	評価指標	基準値	20年度実績値	目標値(23年度)	達成状況	
Ⅲ男女がともにいきいきと働き続ける環境づくり	6仕事と家庭等の両立ライフの支援	児童館	13か所	13か所	13か所	達成	
		育児・介護休業制度の規定がある事業所の割合	育児休業78% 介護休業67.5%	-	育児休業88% 介護休業77.5% (各10%増)	-	
		育児休業制度を利用した人がいる事業所の割合	78.0%	-	100%	-	
		介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合	2.4%	-	5%	-	
		育児休業制度を利用した男性のいる事業所の割合	1.0%	-	5%	-	
	7多様な働き方を可能にする就業環境づくり	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民意識の割合	16.9%	-	6.9% (10%減)	-	
		関係機関における就労・再就職のための講座・セミナー参加者数	80人	24人	88人 (10%増)	-	
		中途採用・再雇用等を取り入れている事業所の割合	中途採用56.8%、 出産・介護等による退職者の再雇用15.9%	-	増加	-	
		「たかまつ労政だより」の発行	1,800部	1,800部	2,000部	-	
	8男女が対等なパートナーとして働く職場づくり	「職場では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	70.1%	-	50%未満	-	
		雇用に関する条件等について女性が不当に扱われていると思う市民意識の割合	賃金差46.3%、 昇給・昇格差49.3%、 能力正当評価41.4% など	-	減少	-	
		市職員の男女の職域		拡大傾向	拡大	-	
	Ⅳ男女がともに自立し、豊かで安心できる生活づくり	9男女が共に子育て、介護を担う家庭づくり	保育体験事業	30か所	27か所	33か所	
			地域子育て推進事業（育児相談、子育ての情報提供、子育てサークル等の支援）	43か所	40か所	49か所	
地域子育て支援センター事業（育児相談、子育てサークル等の育成・支援、地域の需要に応じた保育サービスの積極的実施・普及促進、地域の保育資源の情報提供等、家庭的保育を行う者への支援）			12か所	16か所	17か所		

基本目標	主要プラン	評価指標	基準値	20年度実績値	目標値(23年度)	達成状況	
Ⅳ男女がともに自立し、豊かで安心できる生活づくり	9男女が共に子育て、介護を担う家庭づくり	育児セミナー等の男性参加者の割合	19.1%	49.80%	30%	達成	
		家事をしない(ほとんどしない、まったくしない)男性の割合		-	掃除、洗濯、買物、食事の支援、食事の片付けのそれぞれで減少	-	
		託児室等利用者	1,315人	1,417人	2,630人以上(2倍以上)		
		託児付きのイベント・セミナーの開催数	7講座	30講座	10講座	達成	
	10高齢者等の生活の安定と自立の支援	シルバー人材センター会員数	1,505人	1,974人	3,010人以上(2倍以上)		
		訪問介護回数	年間延べ506,063回	年間延べ592,179回	708,489回(1.4倍以上)		
		介護予防教室の男性参加者数	年間延べ11,159人	14,440人	16,739人以上(1.5倍以上)		
	Ⅴ男女の人権が尊重される社会づくり	11人権尊重の意識づくり	人権啓発のためのセミナー等の参加者数	1,266人	1,178人	1,393人(10%増)	
			男女共同参画週間における啓発事業の参加者数	2,468人	1,929人	2,715人(10%増)	
			市の刊行物等における女性の人権を侵害する表現に関する実態把握		改善傾向	改善	
12女性に対するあらゆる暴力の根絶		ドメスティック・バイオレンスに関する相談件数	162件	166件	243件以上(1.5倍)		
		民間シェルター	0か所	0か所	1か所		
		セクシュアル・ハラスメント等防止の取組みを行う事業所	相談窓口設置	27.3%	-	50.0%	-
			防止指針策定	21.7%	-	50.0%	-
研修等実施	9.4%		-	15.0%	-		

基本目標	主要プラン	評価指標	基準値	20年度実績値	目標値(23年度)	達成状況
V 男女の人権が尊重される社会づくり	13生涯にわたる男女の健康づくりの推進	基本健康診査の受診率	47.0%	18.5%(H20年度から基本健康診査が無くなり、医療保険非加入者対象の健康診査となる)	増加	
		母子の健康診査の受診率	妊婦歯科健康診査 32.1%	35.50%	35%	達成
			1歳6か月児健康診査 89.2%	91.10%	95%	
			3歳児健康診査 81.1%	83.90%	85%	
		子宮がん検診の受診率	14.2%	27.70%	増加	達成
		乳がん検診の受診率	15.6%	27.30%	増加	達成
		女性専門外来の受診者数	年間25人	年間5人	漸増	
		不妊治療費助成件数	105件	297件	126件以上(1.2倍以上)	達成
		不妊患者の相談件数	年間360件	年間360件	年間414件(15%増)	